

Vol
70
2020

法務省だより あかれんが

《今月の注目記事》

- 京都コンgress及びユースフォーラムの新たな開催日程が決定しました！
- 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します！
- 令和2年度「再犯防止啓発月間」の主な取組！
- ウイズ・コロナ、ポスト・コロナにおける新しい“社会を明るくする運動”について
- 記者が行く！～SNS利用に関する人権啓発サイトを開設しました～
- 法務省で働くひと・しごと紹介



《特集記事》

- 01 京都コンgress及びユースフォーラムの新たな開催日程が決定しました！
- 03 全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間を実施します！
- 05 令和2年度「再犯防止啓発月間」の主な取組！
- 07 ウィズ・コロナ, ポスト・コロナにおける新しい“社会を明るくする運動”について
- 14 2020年4月から民法(債権法)が改正されました！
～第3話(賃貸借)～
- 21 ラオス民法典の施行について
- 23 外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策(令和2年度改訂)について

《常設記事》

- 25 お答えします～検察庁の検察官について～
- 26 記者が行く！
～SNS利用に関する人権啓発サイトを開設しました～

《連載記事》

- 29 そんなとき法テラスがお役に立ちます！Vol.50
～令和2年7月豪雨 支援関連～
- 30 法制度整備支援の現場から
- 31 法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.6
～法務省に協力している民間ボランティア(人権擁護委員)～

《information インフォメーション》

- 33 法務省ホームページにおいてチャットボットの運用を開始しました

京都コンGRESS及びユースフォーラムの 新たな開催日程が決定しました！

開催延期となっていた「第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンGRESS)」の新たな開催日程が以下のとおり決定しました。

【日時】

2021年3月7日(日)～12日(金)6日間

【場所】

国立京都国際会館(変更なし)

また、これに伴い、「京都コンGRESS・ユースフォーラム」の新たな開催日程についても、以下のとおり決定しました。

【日時】

2021年2月27日(土)、28日(日)

【場所】

国立京都国際会館(変更なし)



京都コンGRESSロゴマーク



京都コンGRESS・ユースフォーラムロゴマーク



記者会見にてメッセージを述べられる前法務大臣

森まさこ前法務大臣メッセージ (令和2年7月31日記者会見)

開催延期となっておりました第14回国連犯罪防止刑事司法会議(京都コンGRESS)の新たな開催日程が2021年(令和3年)3月7日から3月12日までの6日間と決定いたしました。

また、これに先立ち、京都コンGRESS・ユースフォーラムを2021年(令和3年)2月27日及び28日の2日間で開催することといたしました。

オンライン会議システムなどを幅広く活用し、ウィズコロナ・ポストコロナ時代における新たな国際会議のモデルを示してまいりたいと思います。

京都コンGRESSにおいて、「法の支配」の重要性を世界に発信するとともに、日本の安全・安心をアピールできるよう、関係機関と連携しながら、しっかりと開催準備を進めてまいりたいと思います。

依然として、新型コロナウイルス感染症をめぐる状況は厳しいですが、森前法務大臣からのメッセージにもあるように、新たな国際会議のスタイルを打ち出すべく、国連や関係省庁、開催地京都等と連携しながら、法務省一丸となり開催準備業務を進めてまいります。

京都コンgres関連の情報については、今後、随時更新してまいりますので、京都コンgres専用ホームページをご覧ください。

京都コンgres
専用ホームページ



京都コンgres
公式Twitter



会場である国立京都国際会館の外観



国際会館内 (Room A)

写真提供：国立京都国際会館

全国一斉「女性の人権ホットライン」 強化週間を実施します！

「女性の人権ホットライン」 について

法務省の人権擁護機関では、配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為といった女性をめぐる様々な人権問題についての相談を受け付ける専門相談電話として「女性の人権ホットライン」(全国共通・0570-070-810(ゼロナナゼロのハートライン))を開設しています。

「女性の人権ホットライン」にダイヤルすると、最寄りの法務局・地方法務局につながり、相談は、女性の人権問題に詳しい法務局職員又は人権擁護委員がお受けします。相談は無料で、秘密は厳守します。

強化週間について

毎年、内閣府の男女共同参画推進本部が実施している「女性に対する暴力をなくす運動(毎年11月12日から11月25日ま

まで)」に合わせて「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」を実施します。

今年は11月12日(木)から11月18日(水)までの7日間を「全国一斉『女性の人権ホットライン』強化週間」とし、平日の午前8時30分から午後7時まで(通常時は午前8時30分から午後5時15分まで)相談を受け付けるとともに、土曜日・日曜日も午前10時から午後5時まで電話相談を受け付けます。

ひとりで悩まず電話して ください

配偶者やパートナーからの暴力、職場等におけるセクシュアル・ハラスメント、ストーカー行為など、一人で悩まず、お気軽に「女性の人権ホットライン」にご相談ください。また、皆さんの周りで被害に苦しんでいる人がいるときも「女性の人権ホットライン」で相談ができることを紹介してください。相談をお待ちしております。

女性の人権ホットライン
ゼロナナゼロのハートライン
0570-070-810



人権イメージキャラクター
人KENあゆみちゃん

「女性の人権ホットライン」での相談から救済措置を講じた事例

夫の暴力行為から逃れるため、子どもとともに親族宅に避難していた女性(被害者)から、「女性の人権ホットライン」に相談がなされました。

被害者がB県内のシェルターへの避難を希望していたことから、相談を受けたA法務局は、速やかにB法務局に相談するよう案内するとともに、B法務局

に対し、相談内容を連絡しました。連絡を受けたB法務局は、当日中に被害者との面談を実施の上、被害者とともに市役所の担当課に赴き、被害者の状況を説明しました。その結果、被害者らは同日中に婦人相談所のシェルターに一時保護されました。

女性の人権ホットライン

【専門相談電話】

0570-070-810

(ゼロナナゼロハートライン)

【通常の受付時間】

平日 → 午前8時30分～午後5時15分

【強化週間期間中(11月12日～11月18日)の受付時間】

平日 → 午前8時30分～午後7時

土曜日・日曜日 → 午前10時～午後5時

女性の人権
ホットライン



インターネット人権相談受付窓口

相談フォームに氏名、住所、年齢、相談内容等を記入して送信すると、最寄りの法務局から後日、メール又は電話により回答します。

インターネット
人権相談受付窓口




女性の人権ホットライン相談窓口ポスター

令和2年度「再犯防止啓発月間」の主な取組！

毎年7月は、再犯防止推進法が定める「再犯防止啓発月間」です。

今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、いわゆる「三つの密」を回避しつつ、広報・啓発活動を実施しました。

そもそも「再犯防止」って？

● 犯罪や非行をした人が、社会の中で立ち直ることを通じて、再び罪を犯すことのないようにすることをいいます。

「再犯防止啓発月間」って？

● 再犯防止について、国民の皆さまにご理解・ご関心を深めていただくための啓発月間です！

再犯防止クイズの実施！

ふだんの生活では触れる機会の少ない「再犯防止」について学んだり、考えたりするきっかけとしていただけるよう、法務省公式Twitterアカウントで、再犯防止クイズをツイートし、累計1万名の方にご回答いただきました。

法務省ホームページの再犯防止啓発月間ページには、啓発月間中にツイートしたクイズをまとめて掲載しておりますので、ぜひ、皆さまも挑戦してみてください。

再犯防止クイズはこちら
(再犯防止啓発月間
ページ)



再犯防止クイズのイメージ

法務省ホームページ 「再犯防止対策」関連ページの 全面リニューアル！

法務省ホームページの「再犯防止対策」関連ページについて、より見やすいデザインにリニューアルするとともに、閲覧する方が求める情報にアクセスしやすいよう、ページ構成を再編成しました。

「再犯防止対策」関連ページでは、「再犯防止」に関する取組を詳しくご紹介していますので、ぜひ、ご覧ください。



リニューアル後の「再犯防止対策」フロントページ

「再犯防止対策」
フロントページはこちら



「再犯防止」広報コーナーの特別設置！

法務省庁舎 1 階の待合スペースに広報コーナーを設置し、再犯防止に関するパネルの展示や、PR動画の放映を行いました。

パネルは、現在、法務省赤れんが棟3階の法務史料展示室前の再犯防止常設展示スペースに展示しています。



法務省庁舎内待合スペースの様子

「再犯防止啓発ポスター」の掲示！

「再犯防止啓発ポスター」について、関係機関等にご協力いただき、官公庁や駅等に多数掲示していただきました。



地下鉄駅構内に掲示されたポスター

今後の取組

今年は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、例年、啓発月間中に開催している「再犯防止シンポジウム」を開催できませんでしたが、今後、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に配慮しつつ、再犯防止シンポジウムに代わるイベント等の開催を予定しています。

イベント情報等については、引き続き、法務省公式Twitterアカウントや「再犯防止対策」関連ページに掲載していきますので、皆さまも、ぜひ、ご覧ください。

法務省公式Twitter
アカウントはこちら




「誰もが犯罪による被害を受けることなく、安全で安心して暮らせる社会」の実現に向け、犯罪や非行をした人たちの立ち直りにご理解とご協力をお願いします。

ウィズ・コロナ，ポスト・コロナにおける 新しい“社会を明るくする運動”について

本年，“社会を明るくする運動（社明運動）”～犯罪や非行を防止し，立ち直りを支える地域のチカラ～は，第70回の節目を迎えました。そのため，本年7月の強調月間においては，例年以上に盛り上がりのある運動の展開が期待されていたところですが，この度の新型コロナウイルス感染症の影響により，予定していた企画の多くを断念せざるを得ない状況となりました。

“社明”はこれまで，全国津々浦々で草の根の広報活動を展開してきました。更生保護ボランティアの方々，地方公共団体や民

間団体の方々にご協力いただきながら，街頭広報活動やシンポジウム等，人に直接会って思いを伝えることを大切に活動を行ってきました。私たちは，今回のような新型コロナウイルス感染症の影響下にあってもなお，運動を途絶えさせることなく，「広がり，つながる未来の輪。」のキャッチコピーのもと，“社明”への思いを未来につないでいくため，今回の強調月間において，ウィズ・コロナ，ポスト・コロナを意識した2つのイベントを行いました。ここではそのイベントの様態と込められたメッセージをご紹介します。

第70回“社会を明るくする運動”—広がり，つながる未来の輪。— キックオフイベント

“社会を明るくする運動”強調月間のキックオフイベントとして，令和2年7月1日（水），法務省内において，マスコミ関係者向けのイベントを開催しました。

このイベントは，例年，7月1日に行っていた東京・有楽町駅前の街頭広報活動が中止になったことを受けて，これに代わる形で，新型コロナウイルス感染症拡大防止に最大限の配慮をしながら行ったものです。

【第1部】

義家弘介前法務副大臣×社明フラッグアーティスト谷村新司さん

第1部は，義家前法務副大臣の挨拶の後，“社明”のフラッグアーティスト（運動の

旗振り役）である谷村新司さんが登場し，義家前法務副大臣と「立ち直り支援」をテーマにトークセッションを行いました。



挨拶する義家弘介前法務副大臣

谷村新司さんが、“社明”に関わるようになったきっかけや、更生保護の現場を訪問する「こころをつなぐプロジェクト」等について紹介され、お二人で、大人が子どもたちの立ち直りを見守る大切さなどについて語り合いました。

その後、宮崎政久前法務大臣政務官が登場し、昨年参加された沖縄国際映画祭を振り返ると、引き続いて「よしもと社明アンバサダー」の「キム兄」こと木村祐一さん、横澤夏子さんが登場し、今回制作した本格ショートムービーをお披露目しました。



トークセッションの様子



「保護司」役を演じた木村祐一さん

【第2部】 法務省×吉本興業コラボ企画 制作発表

第2部では、昨年の7月に「よしもと社明アンバサダー」に任命されたバッドボーイズの佐田正樹さん、清人さんが司会者として登場しました。



「更生保護女性会員」役を演じた横澤夏子さん



バッドボーイズのお二人

「あなたは、ひとりじゃない。」 法務省×吉本興業 本編ショートムービー



「よしもと社明アンバサダー」の木村祐一さん、バッドボーイズさん、横澤夏子さんが更生保護ボランティア役となり、立ち直りの一場面を描いた本格ショートムービーです。



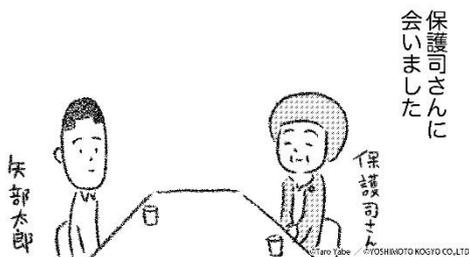
続いて、漫画「大家さんと僕」が大ヒット中の矢部太郎さんが登場し、コラボCMとLINEスタンプをお披露目しました。

矢部さんにはコラボCMの制作に当たって、更生保護施設「ステップ押上」と、その施設内にある「更生保護サポートセンターすみだ」を訪問していただきました。そこでの更生保護ボランティアとの出会いから、本作品である「保護司さんと僕」が生まれました。



矢部太郎さん(左)とCM動画に登場する「保護司さん」のモデルの柴田保護司(右)

矢部太郎「保護司さんと僕」法務省主唱“社会を明るくする運動”コラボCM



漫画「大家さんと僕」が大ヒット中の矢部太郎さんが、実際に保護司さんに会ったことで生まれた作品です。



最後に、森まさこ前法務大臣が登場し、第70回“社会を明るくする運動”の強調月間のスタート宣言をしました。



森まさこ前法務大臣も登場

首相官邸イベント「ミライの出会い」 ～ウィズ・コロナ, ポスト・コロナにおける新しい「出会い」と「立ち直り」～

📌 イベントの概要

7月21日(火)には、首相官邸イベント「『ミライの出会い』～ウィズ・コロナ, ポスト・コロナにおける新しい『出会い』と『立ち直り』～」を行いました。出席されたのは、安倍晋三前内閣総理大臣, 森まさこ前法務大臣, “社明”フラッグアーティストの谷村新司さん, 保護司の本堂雄大さん, BBS(※)会員の古門華子さんです。



ソーシャル・ディスタンスを保った語り合い



冒頭, 森前法務大臣が本イベントの趣旨を説明

📌 出席者のメッセージ

■ 保護司: 本堂雄大さん

「私が保護司になったのは28歳の時です。保護司の一般的な年齢から比べると非常に若く、大きな挑戦でした。これまで様々な保護観察対象者と出会い、信頼関係の維持に努めてきました。保護観察終了後も本人から連絡を受けて、直接会って話を聞くこともあります。息の長い支援は大切です。コロナ禍においても色々なツールやチャンネルを用意して、今後も出会いの場を作り続けていきたいと思っています。」



現在36歳。若手保護司の本堂さん

■BBS(※)会員：古門華子さん

「大学入学と同時にBBS会員としての活動を始めました。少年と同じ目線に立って物を見て、一緒に考えることができるのがともだち活動です。少年に、少しでも広い世界を見てほしい、私といるときは安心できる時間を過ごしてもらいたいという思いで活動をしてきました。コロナ禍では、インターネットを使ったコミュニケーションなどで人との出会いを大切に、幅を広げて活動を続けていきたいです。」



古門さんのともだち活動の様子をスライドで上映

■“社明”フラッグアーティスト： 谷村新司さん

「世界中がコロナと戦っています。この苦難の中からどのように立ち直っていくか。今日はこの若い二人と出会って、活動を聞くことができ、希望の光が見えてきた、そんな気がしています。歌は心の親友です。その思いのもと、全国各地にいらっしゃる更生保護ボランティアの皆さんを応援しつつ、“社明”に携わるすべての皆さんにエールを送りながら、一緒に歩いていきたいです。」



「こころをつなぐプロジェクト」において更生保護施設で製作した指輪を見せる谷村さん

安倍晋三前内閣総理大臣

✎からのメッセージ

「社会は支え合いであります。一度罪を犯した方、あるいは一度非行を行った子供たちが再び社会の輪の中に受け入れられ、そして責任ある社会人として、またそれぞれの道を歩んで行けるような、そういう日本にしていきたいと思います。」

誰にでもいろいろな失敗はあります。RE:スタート、やり直しができる、再チャレンジができる社会をつくっていく、これが安倍政権の基本的な方針ではありますが、そのためにもフラッグアーティストとしての谷村さんのご活躍、そして保護司の皆さん、またBBS(※)

の会員の皆さんを始め、たくさんのボランティアの皆さんにご活躍いただき、そういう社会をつくっていききたいと、こう思っています。

我々、政府としても更生保護をしっかりと進めていく上においても、地方自治体や関係者の皆さまと、しっかりと手を携えて明るい社会をつくっていききたいと思えます。」



メッセージを語られる安倍前内閣総理大臣

更生保護は、“社会を明るくする運動”を通じて、ウィズ・コロナ、ポスト・コロナの時代にあっても、立ち直りにつながる多様性のある出会いを生み出していきます。

“社明”を次の世代に。引き続き、皆さまのご協力をよろしくお願いいたします。



新しい「出会い」をミライへ

これらのイベントの様子は、法務省YouTubeチャンネルで配信中です。ぜひご覧ください！

BBSとは？



BBS(Big Brothers and Sisters Movement の略)は、様々な問題を抱える少年と、兄や姉のような身近な存在として接しながら、少年が自分自身で問題を解決したり、健全に成長していくのを支援するとともに、犯罪や非行のない地域社会の実現を目指す青年ボランティア団体で、全国で約4,500人の会員が参加しています。

近年では、児童福祉施設における学習支援活動や児童館における子どもとのふれあい行事等も実施しています。

BBSの趣旨に賛同し、誠意と熱意のある方ならどなたでも参加できます。入会等に関するお問い合わせは、保護観察所までお願いいたします。



BBS会の活動風景

全国の地方更生保護委員会
・保護観察所一覧



YouTube法務省チャンネルで動画を公開中！！

「YouTube法務省チャンネル(MOJ channel)」にて、
更生保護ボランティアの広報用動画を公開中です！



今回は、更生保護ボランティアの方々に集まってもらい、
立ち直りを支える大切さについてお話をうかがいました



保護司，更生保護女性会，BBS会，
協力雇用主といった更生保護ボランティア
の方々を集まっていただき，立ち直りを
支える大切さについて語っていただきま
した。

更生保護ボランティアが罪を犯した人
の立ち直りを支えるために，大切にしてい
ることとは？

活動をしていて嬉しかったこととは？

第一線で活動する方々のリアルな意見
をぜひ、ご覧ください！



18歳の頃，少年院に入った過去のある
男性。

男性の現在の生活に密着し，自身の
経験や現在の仕事を通して感じているこ
と，また，保護司を始めとする支えてくれ
た人との出会いについて語ってもらいま
した。



犯罪や非行をした人が，立ち直りを地
域で支える「保護司」というボランティア
との出会いをきっかけに，前を向いて歩
き始め，愛おしい家族や心を許せる友人
に支えられながら，立ち直っていく様子
を描いたショートムービーです。



2020年4月から民法(債権法)が改正されました!

～第3話(賃貸借)～

法務省民事局参事官室では、2020年4月1日に施行された民法(債権法)改正の内容を皆さまにお知らせするため、マンガ「桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルール」を作成しました。

このマンガについては、新聞報道でも取り上げられるなど、大きな反響がありました。

この法務省だより「あかれんが」では、68号から第1話の掲載を始めました。全6話の掲載を予定しております。

「桃太郎と学ぶ民法(債権法)改正後のルール」



マンガの表紙



マンガの目次

第3話 賃貸借











第3話 ポイント

部屋を借りていた人は、その部屋を元の状態に戻して返す義務があります。でも、借りた時と全く同じ状態にして返すというのは少し厳しいですよ。新しい民法では、普通に使ってもつく汚れや傷については直さなくてもよいというルールが明確にされました。

また、新しい民法では、敷金しききんについてもルールが設けられました。敷金とは、貸し手が賃料などの支払をきちんと受けられるように、借り手から最初に預かるお金のことです。預かっているだけですので、借り手がきちんと家賃などを支払っていれば、賃貸借が終わったときにはその全額を返してもらえるのが原則です。ただし、普通の使い方では生じないような汚れや傷を借り手が作ってしまった場合には、返還される敷金から元の状態に戻すための費用が差し引かれてしまいます。

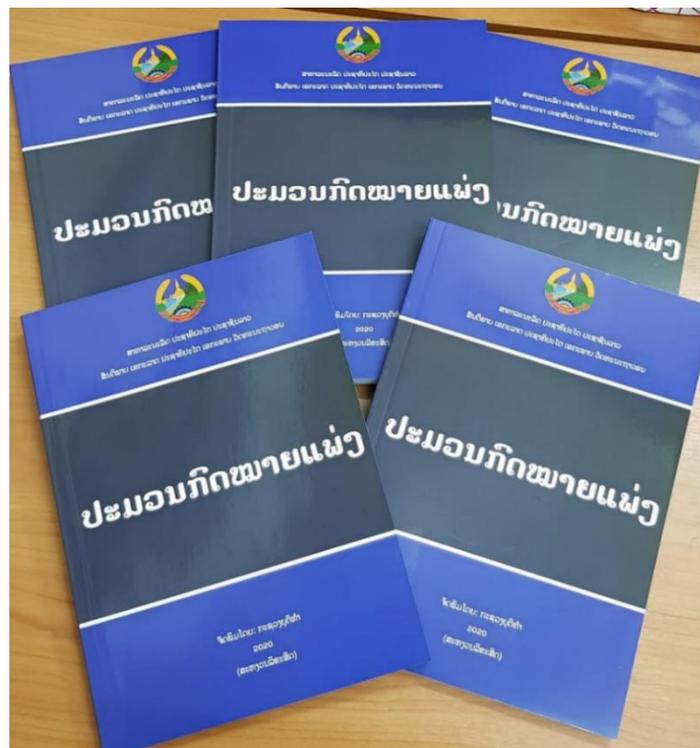


ラオス民法典の施行について

2020年5月27日、ラオスにおいて初の民法典が施行されました。

このラオス民法典は、ラオス人の法律家等による民法典起草委員会のメンバーたちが、長い時間をかけて議論を重ねて法案を起草し、さらに、国民の意見を聞く手続（パブリックヒアリング）なども経て、2018年12月6日に成立したものです。民法典の成立については、2019年6月の法務省だより「あかれんが」第65号（ラオス法制度整備支援20周年及び民法典成立について）でも紹介しましたが、今回、その効力が発生したことになります。この民法典の起草に当たっては、日本の独立行政法人国際協力機構（JICA）と法務省法務総合研究所国際協力部（ICD）が、大学教授などの先生方とともに支援活動を行ってきました。

民法は、主に財産関係と家族関係について、人と人との私的な関係を規律する基本法であり、社会で暮らしていれば誰でも関わりを持つものです。物を買ったり借りたり、結婚したり相続したりなど、誰でも経験するであろう行為について、民法の規定する基本的なルールが関わっています。また、貸したお金が返ってこない、交通事故を起こして（起こされて）しまったなど、民事的なトラブルが起きた場合の解決基準となるのも民法です。ですから、民法は社会にとって非常に重要で大切なものですし、その国の社会の実情に合ったものでなくてはなりません。ラオスの民法は、そのような点を考慮して、ラオス社会の実情に合ったものとするを意図して作り上げられたものといえます。



ラオス民法典（施行版）

また、民法のような法律が実際に運用されるためには、民法を使って裁判などの仕事をする裁判官、検察官、弁護士など法律家の間で法律の内容や解釈が普及し、正確かつ適切に取り扱われることが必要です。そこで、現在も、日本との協力の下、ラオスで民法典の研究を行っているメンバーたちによって、ラオス国内全土の関係機関に対して民法典を普及する活動が計画されています。

さらに、施行された民法典がきちんと社会に根付いたものになるためには、社会に住む一般の人たちが民法のことを知っていることがより大切となります。そのため、ラオスでは、一般市民へ民法典を普及させるためのミュージックビデオが作成されたり、民法関連グッズ(ポスターや団扇)が作成されたりしています。

今後も普及活動や広報活動が着実になされ、施行された民法典がラオス社会に根付いたものとなっていくことを願ってやみません。



ラオス民法典普及広報グッズ(ポスター)



ラオス民法典普及広報グッズ(団扇)

外国人材の受入れ・共生のための総合的 対応策（令和2年度改訂）について

総合的対応策が策定された経緯

平成30年12月8日、深刻な人手不足に対応するため、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人材を真に必要な分野に限って受入れるため、改正出入国管理及び難民認定法が成立し、新たな在留資格である「特定技能1号」及び「特定技能2号」が創設されることを踏まえ、外国人材の受入れ・共生のための取組を、政府一丸となって、より強力に、かつ、包括的に推進していく観点から、同月25日、「外国人材の受入れ・共生に関する関係閣僚会議」において、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」（以下「総合的対応策」という。）を決定しました。

総合的対応策の概要

総合的対応策は、外国人材を適正に受け入れ、共生社会の実現を図ることにより、日本人と外国人が安心して安全に暮らせる社会の実現に寄与するという目的を達成するため、外国人材の受入れ・共生に関して、目指すべき方向性を示すものです。そのために、労働環境、教育、医療、住宅など生活の様々な場面を想定した施策を設けています。

令和2年度における改訂について

近年、訪日外国人旅行者数は増加の一途をたどっており、平成30年には約3,000万人を超えました。

また、我が国に在留する外国人も令和元年末時点で293万人、我が国で就労する外国人も令和元年10月末時点で166万人と、それぞれ過去最高を記録しています。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により、来日する外国人は減少していますが、新型コロナウイルス感染症が収束した後に回復することを見据え、引き続き外国人の受入れ環境の整備に取り組んでいく必要があります。

令和2年7月、関連施策の実施状況を踏まえ、外国人材の受入れ環境整備を更に充実・推進させる観点から総合的対応策の改訂を行い、政府全体で191の施策を盛り込みました。法務省に関連した主な施策は次のとおりです。

【法務省に関連した主な施策】

- 外国人材の受入れ促進のための就労を希望する外国人材と企業とのマッチング支援
- 暮らしやすい地域社会づくりのための外国人受入環境整備交付金を通じた地方公共団体への支援拡大
- 令和2年7月6日に開所した「外国人在留支援センター（※）」（東京都新宿区コモレ四谷ビル13階）における関係機関と連携した効果的・効率的な支援の実施

また、これらに加え、新型コロナウイルス感染症の影響により解雇され、実習が継続困難となった技能実習生等に対する雇用維持支援措置の着実な実施等、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける外国人に対する支援策も盛り込まれています。

法務省としては、引き続き、外国人との共生社会の実現に向け、改訂された総合的対応策に盛り込まれた施策について、関係省庁と共に着実に実施していきます。

外国人在留支援センター (FRESC/フレスク)



出入国在留管理庁(在留支援)、東京出入国在留管理局(在留相談)、東京法務局人権擁護部(人権相談)、法テラス(法律相談)、厚生労働省東京労働局(労働相談)、東京外国人雇用サービスセンター(就職相談)等が入居しています。



コモレ四谷ビル外観



外国人在留支援センター内

お答えします

～検察庁の検察官について～

Q1 検察官はどのような仕事をしていますか？

検察官は、警察から送致された事件等を捜査し、裁判所に起訴するかどうかを決めるなどの仕事をしています。

また、起訴された事件の公判(裁判)に立ち会い、裁判所に証拠を提出したり、証人尋問を行ったりして、被告人(起訴された者)が罪を犯したことを証明します。証拠調べの終了後、被告人にどのような刑罰を与えるべきかについて裁判所に意見を述べます。

有罪の裁判の確定後は、その執行を指揮します。その他公益の代表者として法令に定められた事務を行います。

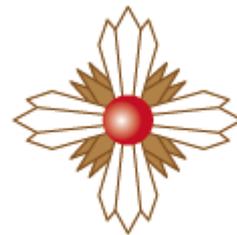
Q2 検察官になるには、どのような資格が必要ですか？

- 司法試験に合格した後、司法修習を終えた者
- 裁判官(判事・判事補)
- 弁護士
- 3年以上特定の大学において法律学の教授又は助教授の職にあった者
- 3年以上副検事の職にあって、検察官特別考試に合格した者

上記の者が、検事になるための資格を持ちます。また、検察事務官等の一定の公務員が特定の試験に合格すると副検事になることができます。

Q3 検察官の付けているバッジにはどのような意味がありますか？

検察官のバッジの形は、紅色の旭日に菊の花弁と葉があしらわれています。その形が秋におきる霜と夏の厳しい日差しの組合せにみえることから、厳正な検事の職務とその理想像とが相まって「秋霜烈日(しゅうそうれつじつ)のバッジ」と呼ばれているようです。



検察官のバッジ

記者が行く！

～ SNS 利用に関する人権啓発サイトを開設しました～

【記者】

皆さま、こんにちは！

令和2年7月21日、インターネット上の人権侵害の深刻化を踏まえ、SNS事業者団体及び総務省と共同して、「#No Heart No SNS」(ノーハート ノーエヌエヌエス)をスローガンに、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設されました。そこで、今号は、人権啓発サイトについて、人権擁護局の担当者にお話を伺いました。併せて、大臣記者会見時に使用するバックパネルに込めた想いについてもお話しいただきました。

「#No Heart No SNS」のスローガンの意味を教えてください。

このスローガンは、「SNSはハートをつなげるもの。誰かを傷つけるためにあるんじゃない！」という想いを込めたものです。SNSを利用する全ての方が、このスローガンを胸に、SNSの正しい利用を心掛けてくれることを願っています。

また、できるだけ多くの方にこの取組を知ってもらえるよう、「#No Heart No SNS」のハッシュタグを使用していただき、周知にご協力をお願いします。

人権啓発サイトを開設したきっかけを教えてください。

インターネット上での誹謗中傷等の書き込みは、同様の書き込みを次々と誘発し、取り返しのつかない重大な人権侵害につながるものであり、決してあってはならないものです。

人権擁護局では、これまでも、「インターネットによる人権侵害をなくそう」を啓発活

動の強調事項として掲げ、様々な人権啓発活動に取り組んできました。しかし、インターネット上の情報によって人権が侵害される事案が増加しています。最近では、新型コロナウイルス感染症の影響が広がる中で、感染症に関連する誹謗中傷が数多く見られ、また、SNS上で誹謗中傷を受けた被害者が亡くなるといった事案が発生するなど、重大な社会問題となっています。

こうした状況を受けて、SNS利用者の情報リテラシーを高め、また、被害に遭ったときの対応方法や相談窓口などを広く知ってもらうため、SNS事業者団体や総務省と共同し、SNS利用に関する人権啓発サイトを開設しました。



「SNSはハートをつなげるもの。誰かを傷つけるためにあるんじゃない！」の想いを込めたスローガン

人権啓発サイトでは、どのような方に向けて、どのような内容が掲載されていますか。

このサイトでは、SNSを利用する全ての方に向けて、誰かを傷つけないために、書き込みや投稿をする前に考えてほしいこと、そして、もしもSNS上で誹謗中傷などの被害に遭った場合の対応として、書き込みの削除を依頼する方法や相談窓口の案内などを掲載しています。

SNSを利用して傷つくようなことがあった場合、どのように対処したらよいですか。

一人で悩まず、まずは相談していただきたいです。啓発サイトから法務省インターネット相談窓口にリンクを貼っていますので、活用してください。

全国の法務局・地方法務局では、電話やメールなどにより、人権に関する相談を受け付けています。お話を聞いて、誹謗中傷の書き込みの削除を依頼する方法について助言したり、場合によっては、法務局からプロバイダに対して、削除の要請を行ったりしています。

SNSを利用する際に、心掛けるべきことがあれば教えてください。

自分の書き込みが他の誰かを傷つけるものではないか、投稿する前に一度立ち止まり、相手の立場に立って考えていただきたいと思います。

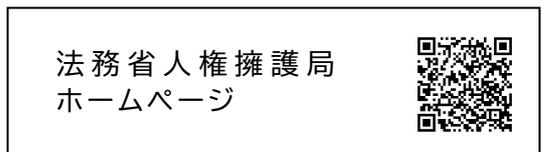
これを全てのSNSを利用する全ての方に

実行していただくには、多くの方に、繰り返しメッセージを伝えていくことが必要だと考え、「書き込む前に相手の立場に立ってみよう」、「その投稿、大丈夫ですか」というメッセージを記載したバックパネルを作成し、法務大臣の記者会見の際に使用しています。

また、SNS上で誹謗中傷等を受けた場合に、自分を守るためにどのような方法があるのかを知っておくことも大切だと思います。被害に遭い、傷ついている中では、適切な判断や対応が難しい場合もあるでしょう。そんなときに相談することができる窓口があるということだけでも、ぜひ知っておいていただければと思います。

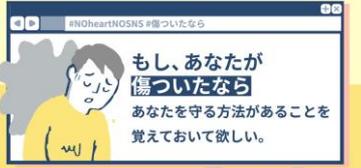
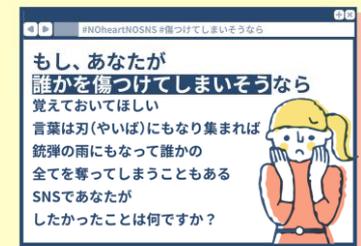


人権擁護局のバックパネル





SNSは
ハートをつなげるもの
誰かを傷つけるためにあるんじゃない！



それはあなたの大切な人ですか？
ブロックやミュートで距離をおこう

あなたを傷つけようとする人が大切な人でないなら、少し距離を置きましょう。SNSには、見たくない投稿を見ないようにするための「ブロック」や「ミュート」機能があります。「ブロック」や「ミュート」を使ってひと休みしましょう。

SNSで相手を見えなくする方法
「ブロック」や「ミュート」の機能は、サービスによって名称や操作方法が異なります。詳しくは、ソーシャルメディア利用環境整備機構が提供する安心・安全なサービス利用のための情報をご確認ください。
各サービスの安心・安全な利用のための情報▶

我慢ばかりする必要はない！
自分でも削除依頼ができる

傷つけてくる言葉に、あなたがじっと我慢している必要はありません。SNSにもルールはある。「通報」や「問い合わせ」からサービスの運営者に伝えることで、ルール違反の投稿の削除を依頼することができます。あなたを傷つけようとする人がルールを守らなくても、ルールがあなたを守ってくれます。

削除の依頼手順
削除依頼をしたい投稿のURLやアドレスなどを控えます。(画面や動画も保存しておきましょう。)
サービスの「通報」や「お問い合わせ」(削除依頼等の専用ページ)を探します。(「通報」や「お問い合わせ」は、サービスによって場所が異なります。詳しくは、お使いのサービスのヘルプ等を確認してください。)
「通報」や「お問い合わせ」(削除依頼等の専用ページ)が表示されたら、フォームに持って、必要事項の入力します。内容をもう一度確認し、送信します。

一人で悩まないで・・・
困ったら一人で悩まず相談しましょう

SNSのことで、1人で悩まないで。声を聴かせてください。絶対に誰かが力になってくれます。相談窓口にご相談しましょう。(あなたが青少年だったら、保護者や先生など信頼できる大人にも相談しましょう。)

法務省インターネット人権相談

その投稿、大丈夫ですか？
その人権イメージキャラクター「KENまもる君」
法務省の人権擁護機関ではインターネットでも人権相談を受け付けています。
法務省インターネット人権相談受付窓口▶

違法・有害情報相談センター
(総務省支援事業)

専門知識を持った相談員が対応いたします！
違法・有害情報相談センターは、インターネット上の誹謗中傷に関する削除依頼の方法について、専門知識を持った相談員によるアドバイスを行っております。
違法・有害情報相談センターサイト▶

あなたは一人ではありません
みんながあなたの力になります。

【主催】
法務省人権擁護局
総務省
一般社団法人ソーシャルメディア利用環境整備機構
【後援】
消費者庁

そんなとき法テラスがお役に立ちます！ Vol.50

～令和2年7月豪雨 支援関連～

■令和2年7月豪雨 被災者のための無料法律相談等

法テラスでは、令和2年7月3日から大雨による災害（令和2年7月豪雨）で被災された皆様を対象に、様々な支援を行っています。

無料法律相談（令和3年7月2日まで）

- **対象者** 令和2年7月豪雨で被災された方。なお、詳細については、法テラスホームページ「令和2年7月豪雨に関する支援について」をご覧ください。
<https://www.houterasu.or.jp/saigaikanren/r2-7gouu.html>
- **相談内容** 生活の再建に必要な、民事に関する法律問題全般について相談できます（刑事事件は対象外）。ただし、同一問題でのご利用は、その他の相談（※）と合わせて、3回までとなります。
※一般法律相談及び特定援助対象者法律相談
- **相談方法** お近くの法テラス、又は以下の被災者専用フリーダイヤルまでお問合せください。



■相談例

借金
(二重ローン等)

賃貸借問題

家族の問題
(相続等)

損害賠償請求

お電話によるお問合せ・法テラスホームページ

- **お電話**：被災された方々が直面する法的な問題について、解決に役立つ法制度や相談窓口に関する情報を無料でご提供します。
- **ホームページ**：役立つ法制度等をまとめたQ&Aをご覧ください。また、メールによる情報提供も行っています。是非ご利用ください。

被災者
専用
フリー
ダイヤル

おなやみレスキュー

0120 - 078309

(平日9～21時/土曜日9～17時：祝日・年末年始を除く)



メールでのお問い合わせ

24時間受付中



■法テラスについて知りたい

●法テラス公式Twitter



法テラス公式Twitterでは、制度情報・イベント情報・法律豆知識など役立つ情報を配信しています！
フォロー随時募集中♪
[法テラス公式Twitter]

●広報誌「ほうてらす」



【第48号】
特集：「スポーツと法律」
表紙・インタビュー
：太田雄貴さん

広報誌には、法的トラブル解決に役立つ情報が満載です♪
ホームページからも読むことができます。
[広報誌「ほうてらす」]

●メールマガジン「ほうてらすPlus」



法律相談会やイベントなどの法テラスに関する情報をご紹介します。
ホームページからご登録いただけます。
[メールマガジン「ほうてらすPlus」]

■法テラスって？

私たち法テラス（日本司法支援センター）は、国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。

法テラスでは、法的トラブルを抱えた方に、解決に役立つ法制度や相談窓口を紹介する情報提供や、経済的に余裕のない方を対象とした無料の法律相談などを行っています。

日本司法支援センター
法テラス



法制度整備支援の現場から

皆さんは、「法制度整備支援」と聞いて何を思い浮かべますか？

多くの方は、日本が、これまで様々な国において、道路、鉄道、橋、ダム、水道、電気など、国の土台となる基盤の整備に協力してきたことをご存知だと思います。実は、法務省が行っている法制度整備支援もそうした協力の一つです。ただし、道路や鉄道であればそれが完成すればすぐに誰でも生活が便利になったことを実感できますが、法律が制定されたからといって、「この法律のおかげで便利になった！」などと実感する経験を持つ人はむしろ少ないでしょう。法は、どのような社会においても、人々の安全で豊かな生活を支える不可欠な基盤ですが、それが機能するにはこれを作るだけでは不十分であり、できあがった法をきちんと運用できる担い手を育成する必要がある上、その法が人々の意識、そして社会に根付くには、さらに長い時間がかかります。

それだけ時間のかかる試みを日本がベトナムで開始してから、今年で約25年を迎えます。当初、ベトナムの市場経済化を支えるための民法、民事訴訟法等の個別法の整備支援から始まり、時代の変化に応じて、人材育成や組織強化が図られ、2015年から始まった現在のプロジェクトでは、制定された法令間の不整合の改善や、より適切な法運用を目指す活動が進められています。2020年の今年、このプロジェクトの最終年であるとともに、2021年以降の支援の在り方を考える大きな節目を迎えているところです。



プロジェクトオフィスの
長期派遣専門家やスタッフらの皆さん

プロジェクトオフィスには、裁判官、検事、弁護士出身の専門家らが集まり、それぞれの立場で培った経験をもとに、日々悩みながらベトナムの人たちと議論しています。ベトナムにとってどのようなルールを作るのが一番よいのか、ベトナムの歴史、社会、文化を踏まえて重ねる議論は、国の枠組みや人づくりを支えるお手伝いにほかなりません。目に見えづらく、時間のかかる地道な活動ですが、法に基づく社会の発展が日本とベトナムの友好関係を一層深めることにつながることを願い、日々の業務に向き合っています。

ベトナム長期派遣専門家
検事 横幕孝介

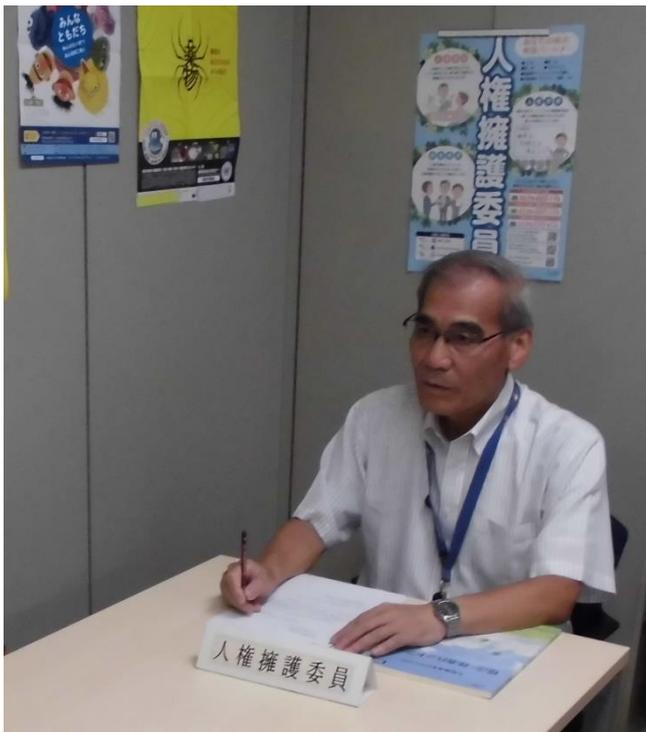
法務省で働くひと・しごと紹介 Vol.6

～法務省に協力している民間ボランティア（人権擁護委員）～

氏名：岩崎 保（人権擁護委員）
 委嘱年：平成25年
 所属：東京都人権擁護委員連合会

Q1 人権擁護委員ってどんな人？

人権が大切なものであることを国民に知ってもらうため、市区町村長から推薦され、法務大臣から委嘱されて活動する民間人です。現在約14,000名の委員が全国に配置され、活動を行っています。



人権相談の風景

Q2 人権擁護委員ってどんなことをしているの？

人権擁護委員の活動は主に3つあります。

①国民一人一人の人権意識を高めるための人権啓発活動を行う。

主な啓発活動は、人権週間における「街頭啓発活動」やスポーツ団体と連携した体験型啓発活動、小・中学生などを対象にした「人権教室」「人権の花運動」「全国中学生人権作文コンテスト」があります。最近では、高校・大学・企業等で人権研修を実施しています。

②人権相談に応じる。

法務局・地方法務局・支局に設置されている常設相談所や市区町村の特設相談所で、電話や面接により人権に関わる悩みや不安を抱える人々の相談を受けています。また、全国の小・中学生に子どもの人権SOSミニレターを配布し、手紙による相談に応じています。最近では、SNSによる人権相談への対応も試行しています。

③人権侵害による被害者を救済するための活動をする。

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受けて、救済手続を開始します。人権擁護委員は、法務局の職員と協力して、人権侵害事件の調査・救済活動に当たります。被害者との面接では、人権擁護委員の同席が安心感を与えることもあります。

Q3 人権擁護委員のやりがいて何？

私は、小学校校長を退職して人権擁護委員に委嘱されました。学校教育に長く関わってきたので、「人権教室」や「人権講話」を依頼されることが数多くあります。そんな要望に応じて、小・中学生と本音で話し合い、人権の大切さを一緒に考えます。後に送られて来る子どもたちの感想文で感謝の言葉を読むと、うれしさが増します。



人権教室の風景

人権擁護委員

人権相談

法務局などで地域の皆さんからのいじめ・差別などの人権に関する相談に応じ、問題解決のお手伝いをします。

人権擁護委員

あなたの街の相談パートナー

- いじめ
- 差別
- 虐待
- ハラスメント
- 配偶者やパートナーからの暴力
- 名誉毀損・プライバシー侵害 など

人権啓発

国民の皆さん一人一人の人権意識を高め、人権への理解を深めてもらうために、様々な活動を行っています。

人権教室
相手の気持ちを考えてよう

調査救済

「人権を侵害された」という被害者からの申告を受け、法務局職員と協力して調査を行います。

法務省人権擁護局

- 公式 ツイッター @MOJ_JINKEN
- 公式 フェイスブック HumanRightsBureau.MOJ
- 公式 LINE @JINKEN01

ひとりで悩まず相談ください！
秘密は守ります。相談は無料です。

みんなの人権110番
0570-003-110

子どもの人権110番 (通話料無料)
0120-007-110

女性の人権ホットライン
0570-070-810

インターネット人権相談受付窓口
<https://www.jinken.go.jp/>

法務省人権擁護局 ホームページ
http://www.moj.go.jp/JINKEN/index_yougoiin-e.html

全国人権擁護委員連合会 ホームページ
<https://zenrenjinken.org/>

法務省人権擁護局・全国人権擁護委員連合会

法務省ホームページにおいて チャットボットの運用を開始しました

令和2年7月20日(月), 法務省ホームページにおいて, チャットボット(※)の運用を開始しました。

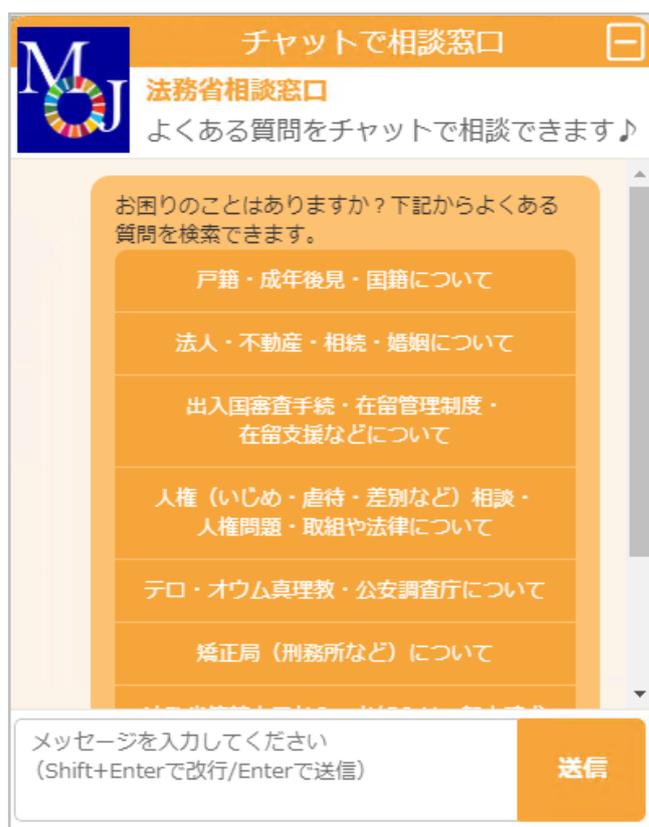
法務省の施策について, 皆さまが知りたい情報をより簡便に得られるよう, チャットボットを, ぜひ, ご活用していただけたら幸いです。

今後, 利便性の更なる向上に向けて, チャットボットでの問合せが可能な情報の量と質の充実を図ってまいります。

チャットボットとは?



「チャットボット(chatbot)」とは, 「チャット(会話)」と「ボット(ロボット)」を組み合わせた造語で, 自動会話プログラムのことです。



法務省ホームページに導入したチャットボット